

⑧ 名古屋市

妊婦のための 緊急時タクシー利用券

出産予定日が
令和5年1月1日以降の妊婦の方に、
緊急時に使えるタクシー券を
交付します



いざという時に安心ね！

対象者

本市内に住所を有し、出産予定日が令和5年1月1日以降で、
母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方

タクシー券について

- 1枚500円のタクシー券が20枚綴りとなっています。
対象者の方には、母子健康手帳の交付を受けてから1ヶ月～2ヶ月後までに
簡易書留で郵送させていただきますので、受け取りに手続きは必要ありません。
※差出人は、市から委託を受けた事業者となります。
- 再交付はできませんので紛失等にはご注意ください。
- タクシー券は、名古屋市と契約した名古屋交通圏のタクシーで使用できます。
乗車時に使用できるかどうかの確認が必要です。
- 切り離さず綴りのまま保管してください。

利用について

- 緊急時にタクシーを利用して移動する際に使用できます。緊急時とは、下記のいずれかに該当する場合です。
 - ① 出産のために病院、診療所及び助産所（以下「医療機関等」といいます。）を利用する時
 - ② 妊娠中または出産直後、体調不良で医療機関等を利用する時
 - ③ 妊娠中または出産直後、外出先での体調不良で、自宅または実家等里帰り先へ帰宅する時

問い合わせ先：名古屋市子ども青少年局子育て支援課

電話番号：052-972-3083 FAX 番号：052-972-4419

